

令和 6 年 4 月 26 日

指定居宅介護支援事業所  
指定介護予防支援事業所  
指定地域密着型サービス事業所  
管理者 様

紀の川市長 岸本 健  
(公印省略)

運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出書の提出について

平素は、当市介護保険事業にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、運営規程の内容に変更があった場合には、変更があった日から 10 日以内に変更届出書の提出が必要となりますが、「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については、変更届出手続きの簡素化を図るため、本市では年に一度の届出でよいとしているところです（「変更届出の特例」）。

つきましては、本年 6 月 1 日時点の状況について、下記事項をご留意のうえ、変更届出書を提出してください。なお、提出の際は人員基準違反とならないように厚生労働省令等を十分に確認してください。

また、この提出についての通知は、制度改正等による特段の変更がない場合は、来年度以降通知せずに、ホームページで提出期間等を掲載しますので、提出等について遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 提出期間 令和 6 年 6 月 1 日（土）から令和 6 年 6 月 28 日（金）  
(閉庁時は、メールのみの受付となります。)

2. 提出書類

- ① 変更届出書
- ② 各サービスに係る付表
- ③ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（令和 6 年 6 月分）
- ④ 運営規程
- ⑤ 推進員名簿
- ⑥ 兼務がある職員がいる場合は、職員の兼務状況を確認する書類（※兼務先の令和 6 年 6 月分の勤務表）
- ⑦ 資格が必要な職種については、資格証等の写し（原本証明は必要ありません）

※資格が必要な職種の方の全員分を添付し、「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した順に添付してください。婚姻等により、資格証等の姓が変更になっている場合は、戸籍抄本等の写しを添付してください（原本証明は必要ありません）。

※ 各種様式については、紀の川市高齢介護課ホームページの「運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届」を確認してください。

3. 提出先、提出部及び提出方法

紀の川市高齢介護課 1 部提出 持参、郵送または下記のメールアドレス

[k070600-001@city.kinokawa.lg.jp](mailto:k070600-001@city.kinokawa.lg.jp)

裏面に続きます

#### 4. 書類作成にあたっての留意事項

- 次の場合は、「変更届出の特例」による届出が不要となります。
  - A) 令和5年6月1日と令和6年6月1日と比較して、職員の員数等に変更のない場合は、届出の必要はありません。
  - B) 令和5年6月1日と令和6年6月1日と比較して職員の員数等に変更があるが、令和5年6月以降に指定（許可）更新を受けた場合、または令和5年7月以降に「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更の届出をしている場合（資格が必要な職種の方の全員分の資格証を添付している場合に限る）で、その時点と令和6年6月1日と比較して、職員の員数等に変更がない場合。
  - C) 令和6年5月31日から7月31日までに指定（許可）有効期間が満了となる事業所（施設）であって、指定（許可）更新を受ける事業所（施設）。
- 運営規程や重要事項説明書に記載する従業員数の員数について、「〇〇人以上」と記載することができます。
- 紀の川市以外の保険者から指定を受けている場合、指定を受けている保険者全てに届出を行ってください。（提出様式等については、該当する保険者にお問い合わせください）

[問い合わせ]

紀の川市 福祉部 高齢介護課 介護保険班  
〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地  
TEL 0736-77-0980（直通）FAX 0736-79-3926  
Email:[k070600-001@city.kinokawa.lg.jp](mailto:k070600-001@city.kinokawa.lg.jp)